

[事案 2023-170] 新契約無効請求

・令和6年3月11日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不十分を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成18年7月に乗合代理店を通じて契約し、令和5年1月に解約したがん保険について、以下等の理由により、契約を無効として、既払込保険料と解約返戻金との差額を支払ってほしい。

- (1) 申込時に、商品の詳細な説明がなく、重要事項の説明を受けていない。
- (2) 現在、がんの治療は通院治療が多くなっているが、本契約には通院保障が付いていない。がん保障や治療方法等が時代によって変わるのであれば、そのことを説明してほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約時の説明義務は果たされており、申立人が主張する説明義務は保険者たる当社には課されていない。
- (2) 重要事項説明書等の受領から認定できる説明義務の履践の事実からは、申立人に錯誤が生じることはない。仮に錯誤に陥っていれば、その点について重大な過失を認定できる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の説明内容等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不十分は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。